

学習成果の活用とその支援

浅井 経子

Utilization of Learning Outcomes and its Support

ASAI, Kyoko

キーワード：生涯学習、生涯学習支援、生涯学習振興、アウトカム、生涯学習コーディネーター

はじめに

学習成果の活用については、実践面では日常的に行われており、生涯学習振興の観点からさまざまな支援が行われている。しかし、学習成果の活用は生涯学習の範疇に含まれるものなのか、範疇外のものなのか、ということがほとんど議論されてこなかったこともあり、本格的な研究は手つかずのままであったように思う。

学習成果の活用の支援については、平成18年に教育基本法が改正され、第3条「生涯学習の理念」に謳われ、それを受けて平成20年の社会教育法、図書館法、博物館法の改正でも条文の中に明記された。これにより生涯学習振興施策でも学習成果の活用支援に一層取り組むようになると考えられる。そのようなことを考えても、学習成果の活用とその支援についての本格的な検討は研究上の重要な課題となっているように思われる⁽¹⁾。

特に、最近では学習成果の活用支援策として学習者と学習成果の活用の機会を結ぶコーディネートの必要性やコーディネーター、学習相談員等の配置の必要性がたびたび指摘されているが⁽²⁾、学習成果の活用に関わってどのような内容のコーディネートが求められるのか、どのように相談に応じればよいのか、などについての議論はほとんど行われていず、経験に頼っている状態にある。

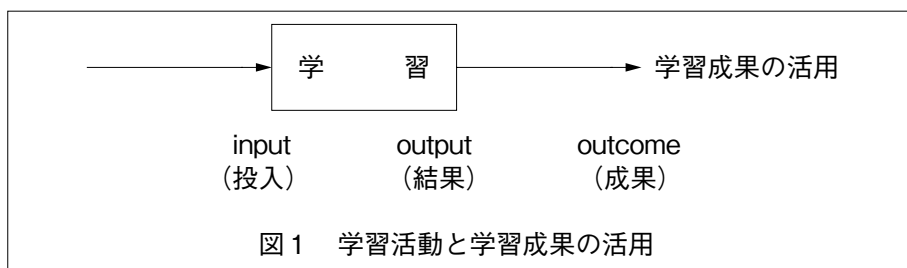
そこで本稿では、学習成果の活用に関わる研究の糸口として、学習成果の活用についての枠組みを提示し、それに基づきコーディネーターや学習相談員が学習成果の活用を支援する際の観点を検討することにする。その際には、学習成果の活用について、①活用する目的と場所から、②学習の種類と成果の証明の有無から、③学習活動との関係から、その類型化を試みることにした。

1 学習成果の活用の定義とその事例

学習成果の活用とは、習得した知識や技術、学習の仕方等を他の場面で生かすことで、具体的には日常生活や職業生活に生かしたり、地域社会での活動に生かしたりすることである。「他の場面」には次のステップの学習活動も含まれ、身につけた学習の仕方等をその後の学習活動に生かすことも学習成果の活用である。

学習成果の活用を学習との関係で捉えると、一般には、図1に示すようになる。学習のインプット(input、投入)には経費、労力等が、学習のアウトプット(output、結果)には知識・技術を獲得することのほか、学習した結果として修了証、資格を得たり、学習活動を通して友人や仲間を得たりす

ることも含まれるであろう。実は学習の成果 (outcome) も知識・技術を獲得することとされており、学習の結果 (output) との違いが曖昧である⁽³⁾。学習成果の活用といった場合には、取得した資格を使ってキャリアアップを図ったり、学習して獲得した知識・技術を使ってボランティア活動を行ったりすることと捉えられている。そこで、ここではアウトプット (output) とアウトカム (outcome) の違いには立ち入らず、学習成果 (learning outcomes) とは、単なる学習した結果ではなく、「何ができるようになったか」⁽⁴⁾と考えることにし、その証明は実際に学習成果を活用した成果で捉えられるとすることにしよう⁽⁵⁾。



このようにアウトカムとして学習成果の活用を捉えれば、一般的には一定の学習活動の終了と学習成果の活用との間にはタイムラグ (時差) があると考えられる。

それでは、具体的に学習成果の活用にはどのようなことがあるのだろうか。参考までに表1にいくつかの事例をあげておこう。

表1 学習成果の活用の事例

1. 次の学習ステップに生かす。
2. 個人の家庭・日常生活の向上、職業生活の向上に役立てる
3. 地域社会の発展に生かす
 - 1) 学習成果の発表 (発表会、展示会、同人誌、Web上等)
 - 2) 教材 (学習ソフト) の作成
 - 3) 行政等が行う事業の企画、運営への参画
 - 4) 学習グループ等をつくり、自主講座やイベントを実施
 - 5) 市民講座の講師・助言者等
 - 6) 家庭教育、スポーツ分野等の指導員や子育てサポーター
 - 7) 学級講座等での手話通訳
 - 8) 各種施設での活動 (図書館での読み聞かせ、博物館での展示解説、福祉センターでの介護補助等)
 - 9) 青少年の学校外活動 (学社融合での諸活動を含む) の指導者、世話する人
 - 10) ボランティア活動に生かす (スポーツ競技大会等でのボランティア、自然保護、地域づくり、国際交流・貢献等のボランティア、教育相談・学習相談でのボランティア、学校支援ボランティア等)

2 学習成果の活用の類型

学習成果については、上述したように先行研究らしいものは皆無といってもよいであろう。そのため学習成果の活用の範囲や捉え方さえも曖昧である。そこで、ここでは学習成果の活用を捉える枠組みを3つほど提示し、それに基づき類型化することにしよう。

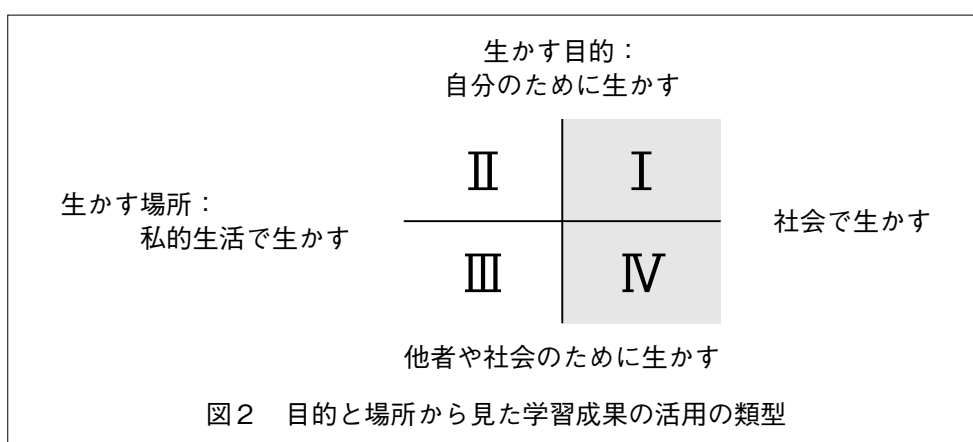
上述したように、第一に、活用する目的と場所からみた類型をあげることにする。第二として学習

の種類と成果の証明の有無からみた類型を、第三に学習活動との関係からみた類型をあげることにする。

i 目的と場所からみた類型

まず、学習成果の活用の目的と活用する際の場所から、学習成果の活用を類型化してみることにする。ここでいう目的とは誰のために活用するかということであり、場所とはどこで活用するのか、ということである。このような枠組みで類型化を試みたのは、学習成果の活用支援を行うか、行わないか（行うべきではないか）を検討する際に重要な観点になると考えたからである。

図2をみてみよう。生かす目的を「自分のために生かす」と「他者や社会のために生かす」に大別した。それが縦軸である。生かす場所としては「私的生活で生かす」と「社会で生かす」に大別した。それが横軸である。



そのような目的と場所の組み合わせから I から IV の 4 つの象限を得ることができ、ここでは類型 I、類型 II、類型 III、類型 IV とよぶことにしよう。類型 I から IV について説明すると、次のようになっている。

類型 I：自分のために社会で生かす。例えば、就職、転職、キャリアアップ等に生かすことがあげられる。

類型 II：自分のために私的生活で生かす。例えば、生きがいの追求、自分の学習活動や日常生活で生かすことなどがある。

類型 III：他者・社会のために私的生活で生かす。例えば、家族の健康のための食事づくりのために生かす場合などがあげられる。

類型 IV：他者・社会のために社会で生かす。例えば、ボランティア活動で生かすことなどがあげられる。

ただし、最近では、ソーシャルビジネス、社会的企業、NPO 活動等の、自分のためでもあり他者や社会のためでもある活動が目されるようになってきている。いいかえれば、自分の人生や生活のためでもあるが、収益を得ることが必ずしも主たる目的ではなく、むしろ他者や社会のために貢献しようという活動である。そのように考えると、学習成果の活用の目的（図2の縦軸）は必ずしも二分法で捉えきれなくなってきていることに注意する必要がある。ここでは、そのような活動での学習成果の活用については、とりあえず「自分のため」（類型 I と類型 II）と「他者・社会のため」（類型 III と類型 IV）の両者の性格をあわせもったものと考えことにする。

このような目的と場所の観点から学習成果の活用を類型化した場合、生涯学習支援の一環としての学習成果の活用支援の対象となるのは主に I と IV の類型である。私的生活にまで、特に行政等による

支援は入り込むことはできず、ⅡとⅢの類型による活用は個々人に任されているからである。

ii 活用する際の学習の種類と成果の証明の有無からみた類型

次に成果をもたらした学習の種類と成果の証明の有無からみた類型について考えてみよう。

学習の種類にはいろいろな見方があるが、ここでいう学習の種類とは無意図的な学習であるか、意図的に行われた学習活動であるかということである。学習とは経験の中で獲得する意識や行動の変容であるので、学習は日常生活の至るところで行われている。そのすべての学習を生涯学習に含めると生涯学習の概念が生活にまで拡大してしまうため、一般には生涯学習といった場合には、生活の中で知らず知らずのうちに意識や行動を変容させる無意図的な学習をその範疇には含めていない⁽⁶⁾。

しかし、その点については、これまで学習成果の活用といった場合にはほとんど顧みることがなかったように思われる。ボランティア活動等として学習成果を生かす場合には、無意図的に学んだ学習の成果も含めている場合が多い。例えば、子育てサポーターを募集する際には育児や家庭教育についての学習活動を行った人ばかりでなく、育児経験のある人を対象にしているケースもよく見受けられる。

生涯学習支援として学習成果の活用を支援しようとする際には、学習の範囲をもっと意識する必要があるように思われる。もちろん、意図的な学習活動であればその成果が優れていて、無意図的な学習であればその成果のレベルは低いといったことではない。ただし、程度問題ではあろうが、無意図的な学習で身につけた成果の場合は、自己流であったり理論的な基礎知識を学んでいなかったりすることも多々みられるため、リフレッシュの必要があるケースが多いのではないであろうか。そのため、ここでは学習の種類で学習成果の活用を分類することにした。

なお、ここで「学習」と「学習活動」を分けたのは、「学習」とは日常生活の経験の中で知らず知らずのうちに知識・技術を身につけた無意図的な学習という意味で用いている。それに対して、意図的に行われている学習をここでは「学習活動」とよんで区別している。もちろん、「学習」と「学習活動」という用語の違いが、必ずしも意図的であるか無意図的であるかという分け方によるものとはいきれないが、ここではそのように考えることにした。

一方、成果の証明とは、他者がどの程度の成果を有しているかが判断できるような証明のことである。例えば、資格や修了証、活動証明などがそれにあたる。証明が無い場合には、どの程度の成果を獲得しているかは本人の申告に頼らざるを得ない。したがって、証明があることは一つの判断基準を与えてくれるので、受け入れの際に大きな意味があろう。

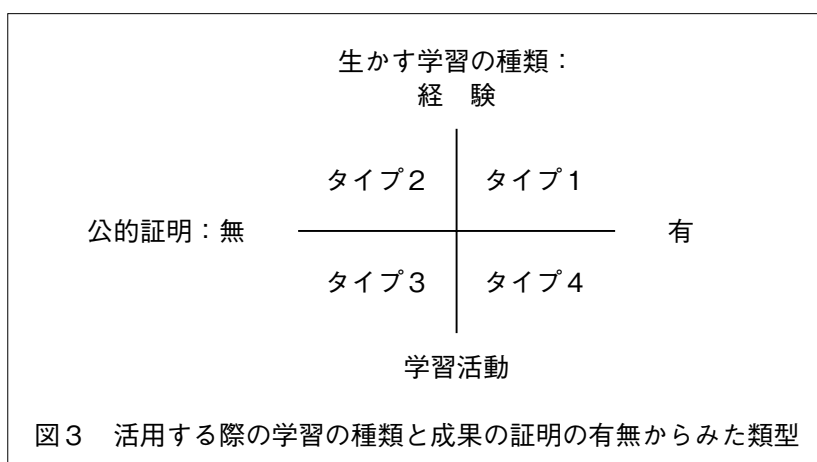


図3をみてみよう。縦軸が、学習の種類を「経験」と意図的な「学習活動」に大別する軸である。横軸が、どのような内容でどのレベルの成果を有しているか等についての証明がある場合と無い場合

見ることになれば、新たな学習活動が始まることになる。それを、図中では細い矢印で示している。よくいわれることであるが、学習活動と学習成果の活用が繰り返されて、学習活動がらせん状にレベルアップしていくという考え方は、この類型のことである。

例えば、育児経験を生かして地域で子育て支援の活動を行い、現代の家庭教育の問題等について新たに学ぶというのがこの類型Aである。

類型Aの左側のブロックには「学習」と記し「学習活動」とはしていない。それは、iiの学習成果の活用のタイプのところで述べたように、日常経験、職業経験の中で知らず知らずのうちに学んだ無意図的な学習と意図的に行った学習活動の両方を含めているからである。右のブロックでは「新たな学習活動」として「学習」とはしていないが、その場合には、学習成果を活用する中で、学習課題を発見し学習活動に入るため、意図的な学習活動が中心となると考えたからである。

類型B：学習活動を行い、その一環として、いかに学ばせようという学習成果を活用した活動を位置づけるタイプである。学習成果を活用して活動することの中で学ぶことも多い。前述したように、学習成果の活用は一般には学習の後に行われるものであるが、類型Bのように学習活動と一体化した場合もあることに注意しよう。

例えば、体験学習やインターンシップなどが上げられる。環境学習を行っている学習グループが、活動の中で河川の清掃活動を行ったり、児童文学の学習グループが公共図書館や学校で読み聞かせを行ったりするものこの類型に含まれる。

図4の類型Bの図では、学習活動と並行して学習成果を活用した活動があり、それが学習活動の一部に位置付いている。双方向の矢印は学習成果の活用が学習活動でもあることを示している。

3 学習成果の活用支援

生涯学習コーディネーターや学習相談員等が行う学習成果の活用支援にはさまざまなものがあるが、それを検討する際の手がかりとして、上記で述べたi～iiiの類型を組み合わせて考えることも一つの方法ではないかと思われる。ただし、その場合、iの類型については、類型IIとIIIは個人に任される活用なので、活用支援の主な対象は類型IとIVになろう。いかに学ばせようという点でいえば、iの類型の「生かす場所」の違いでは「社会で生かす」のみが主たる対象となると考えられる。したがって、iの類型は学習成果の活用の“目的”面からの分類、iiの類型は“内容”面からの分類、iiiの類型は“学習との関係”面からの分類ということになる。

それらの組み合わせで、学習成果の活用支援を行う際の観点を示したものが、表2である。もちろん、具体的にはケースにあわせた支援策を検討することになるので、表2で示すことは大枠の支援の観点である。

表2を簡単に説明すれば、類型Iの場合は就職、再就職、転職等に関わる支援が中心となろう。ただし、生涯学習振興領域ではどちらかといえば地域づくりや地域の教育力向上の面での施策が取り上げられているので、ここでは類型IIの場合で具体的に検討し、類型Iについては類型IIに準じると考えることにする。

iiの類型の内容面からみた支援策としては、タイプ1の場合には「活動経験を生かす機会を紹介・提供」することが中心となり、タイプ2の場合には「生活・職業経験を生かす機会を紹介・提供」することが中心となろう。タイプ3の場合には「学び方等の学習経験を生かす機会の紹介・提供」が、タイプ4の場合には「取得した資格、免状、修了証、認定証等を使って学習成果を生かす機会の紹介・

表2 学習成果の活用支援を行う際の観点

iの類型 (目的)	iiの類型 (内容)	iiiの類型 (学習との関係)	学習成果の活用支援
類型Ⅰ： 自分のために 社会で生かす	下記の類型Ⅳに準じる		就職、再就職、転職等の機会の紹介、 相談、研修等の実施。(仕事移動診断、 キャリア・カウンセリング等を含む。) 例：ニート、フリーターの新たなチャ レンジ支援等。
類型Ⅳ： 他者のために 社会で生かす	タイプ1： 講師経験、ボラ ンティア経験等	類型A： 学習後に活用し、必要 に応じ新たな学習活動	活動経験を生かす機会を紹介・提供し、 不足している能力を向上させる研修等 を実施。
		類型B： 学習活動の一環として 学習成果を活用	—————
	タイプ2： 育児、介護、職 業等の経験	類型A： 学習後に活用し、必要 に応じ新たな学習活動	生活・職業経験を生かす機会を紹介・ 提供し、不足している能力を向上させ る研修等を実施。
		類型B： 学習活動の一環として 学習成果を活用	—————
	タイプ3： 読書、自分で研 究等	類型A： 学習後に活用し、必要 に応じ新たな学習活動	学び方等の学習経験を生かす機会を紹 介・提供し、不足している能力を向上 させる研修等を実施。
		類型B： 学習活動の一環として 学習成果を活用	学び方等の学習経験を生かす機会を紹 介・提供し、行っている学習との関係 で不足しているところの学習課題を提 示。
	タイプ4： 資格、免状、認 定証、修了証等 を取得済み	類型A： 学習後に活用し、必要 に応じ新たな学習活動	資格等の活用機会を紹介・提供し、不 足している能力を向上させる研修等 を実施。
		類型B： 学習活動の一環として 学習成果を活用	資格等の活用機会を紹介・提供し、行っ ている学習との関係で不足していると ころの学習課題を提示。

注 —————を入れたところは、生活経験等の中で知らず知らずのうちに身につけた知識や技術の活用であるため、学習活動は行っていないので、存在しない。

提供」が支援の中心となるであろう。

また、iiiの類型の学習との関係からみた支援策としては、類型Aの場合にはどの程度の成果を有しているかを見極め、学習成果を生かして活動する場合にまだ知識・技術が不足していると思われる場合に「能力を向上させる研修等の機会を提供したり紹介したりする」ことが必要になる。類型Bの場合には、学習者が学習活動を行っている過程にあるので、「行っている学習との関係で不足しているところの学習課題を提示」したり気づかせたりして、自分で不足しているところを学んでもらうようにすればよいであろう。

これらのiの類型からiiiの類型の支援策を組み合わせたものが表2である。

おわりに

今回は学習成果の活用を類型化し、そこからコーディネーターや学習相談員等が学習成果の活用支援を行う際の観点の整理を試みた。実際には各地でさまざまな生涯学習関係のコーディネーターが活動したり学習相談等の実践が行われたりしているため、それらの実践事例を分析して今回あげた観点が有効なものかどうか、さらに必要とされる観点は何か等を検討する必要がある。それらについては今後の課題である。

【注】

(1) 学習成果の活用支援が求められる背景としては、①法律に規定されたこと、②学習者の側からも求められていること、③社会的に要請されていること、④行政上求められていることがあげられる。それについて、簡単に記しておこう。

① 法的背景

平成18年に改正された教育基本法第3条「生涯学習の理念」では下記のように、「その（学習の）成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と述べられている。ここに学習成果の活用支援は生涯学習支援の一環として法的にも位置づけられたといえるであろう。

教育基本法第3条「生涯学習の理念」（平成18年12月改正）

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

この条文を受けて、平成20年6月に改正された社会教育法、図書館法、博物館法では下記のように、社会教育にあっても図書館、博物館にあっても学習成果の活用支援に取り組むことが明記された。

社会教育法 第5条（市町村の教育委員会の事務）

15 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

図書館法 第3条（図書館奉仕）

8 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

博物館法 第3条（博物館の事業）

9 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

② 学習者の需要

学習成果の活用について学習者にとってどのような意味があるのであろうか。ここでは次の2点をあげておこう。

1) 学習成果の活用は生活課題等を解決する意味をもっている。成人の学習では日頃の生活課題を解決するために学習する傾向が強いといわれており、成人は学習した成果を生かして、生活課題を解決しようとする。例えば、就職、再就職、転職に学習成果を生かそうとしたり、日常生活で困っていることを学習して解決したりすることがあげられる。

2) 生きがい追求のために学習する人が多いが、学習を通して楽しみを得たり自己の向上を図ったりする自己完結型、自己満足型の学習活動では得られにくい。学習成果を社会や他者のために生かして、喜ばれたり称賛されたりしたときに、社会の中に位置付いている自己や社会的役割を果たしている自己を自覚でき、充実感を覚え、生きがいを感じる人が多い。例としては、学習成果を生かしてボランティア活動などを行うことなどがあげられる。

③ 社会的要請

学習成果の活用に対する社会からの要請として、次の3点をあげておこう。

1) 現代社会はグローバルな競争社会にあり、それは情報、知識、知恵が価値をもつ知識社会ともいわれている。そのような競争に勝つためには学習が必要であり、その成果を生かして価値あるモノや情報等を生み出す必要がある。

2) 競争社会のセーフティネットとしてのコミュニティを再構築し、競争社会の中で傷ついた人々のケアをしたり、人間同士の紐帯を回復させたり、地域文化の継承し創造したりすることが期待されている（佐伯啓思、松原隆一郎編著『共和主義ルネサンス』NTT出版、平成19年等を参照のこと）。そのために、

学習成果の活用とその支援

学習成果を生かして地域で活動することが必要となっている。

- 3) 急速に進む少子高齢化の中で、社会保障費の負担が増加し生産人口が減少しているため行政サービスは縮小せざるを得なくなっている。そのため、それぞれの地域の自立が求められ、「新しい公共」という言葉のもとで、人々の社会参加活動や社会貢献活動等を通しての地域社会への参画が求められている。学習成果を生かして、社会や他者のために活動することは、自立した地域社会を築いていく上からも必要とされている。その中には、学習成果を活用して地域課題を解決することもここに含まれる。なお、「新しい公共」については、平成12年の「21世紀日本の構想」懇談会報告や平成14年の中教審答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」等が参考になる。

④ 行政上の要請

行政等には有効で社会で意味のある事業を展開することが求められており、そのために実施した事業のアウトカム評価がどのようなものであるかを測定しなければならない。生涯学習推進領域にあっても、さまざまな事業を展開して学習機会を提供するだけでなく、その成果としてのアウトカムが求められており、そのような点からも学習成果の活用を推進していく必要がある。

- (2) 例えば、平成20年度から文部科学省が進めている学校支援地域本部事業では、学校と学習成果を生かして学校支援を行う地域の人々等の調整を行うために地域コーディネーターを配置することになっている。
- (3) 例えば、OECDは高等教育における学習成果の評価の実施を検討しているが、それは Assessment of Higher Education Learning Outcomes といわれており、「学習成果」の英訳は learning outcomes である。(中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」平成20年12月、9頁、参考資料3などを参照。)
- (4) 平成20年12月の中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」では、大学改革の国際的な動向として「何ができるようになるか」に力点が置かれていることを指摘している。
- (5) 政策評価や事業評価等の評価では、学習成果を活用した結果や成果をアウトカム (outcomes) として測定しようとしている。本文で指摘したようにアウトプットとアウトカムの区別の曖昧さのみならず、アウトカムという語の使われ方も広範囲で曖昧なところがある。
- (6) 浅井経子編著『生涯学習概論』理想社、平成10年、15頁など。

(受理日：2009年3月10日)

